

阿久比町ネーミングライツ事業ガイドライン

(案)

総務部検査財政課

令和〇年〇月〇日

目次

1 はじめに.....	1
2 ネーミングライツとは.....	1
3 導入の対象.....	2
4 導入の方法.....	3
5 金額.....	3
6 期間.....	3
7 応募資格.....	4
8 愛称の条件.....	4
9 選定の手続き.....	4
10 審査項目及び審査ポイント.....	5
11 ネーミングライツ契約の締結.....	5
12 費用の分担.....	5
13 契約の解除.....	6
14 契約の更新.....	7
15 リスク分担.....	7
16 秘密の保持.....	7
17 ネーミングライツ事業実施の流れ.....	8

1 はじめに

このガイドラインは、阿久比町ネーミングライツ事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、対象となる施設等や募集の方法、応募者の選定方法等について基本的な考え方をまとめたものです。

2 ネーミングライツとは

（１）ネーミングライツの定義

「ネーミングライツ」とは、施設等の愛称を付ける権利のことを意味し、町と民間事業者等との契約により町の施設等に愛称を付与させる代わりに、町は当該民間事業者等からその対価を得て、施設等の運営・維持管理に資することができます。

なお、ネーミングライツは、あくまで愛称を付けるものであり、条例に定めている施設等の正式名称を変更するものではありませんので、必要な場合は、正式名称を使用するものとします。

また、契約により愛称を付ける権利を得た民間事業者等のことを、本町では「ネーミングライツパートナー」と呼びます。

（２）ネーミングライツの募集の種類

① 特定募集型

本町が選定した施設等について、ネーミングライツパートナーの募集を行う場合

② 提案募集型

ネーミングライツパートナーとなることを希望する民間事業者等から、愛称やネーミングライツ料を含めた提案の募集を行う場合

（３）ネーミングライツ導入のメリット

① 事業者のメリット

ア P R 効果

事業者名・商品名等を冠した愛称を施設等の看板やイベントのポスター等に利用できるほか、町がホームページや印刷物等において愛称を積極的に使用することによる P R 効果が期待できます。また、ネーミングライツの対価として商品等の提供を行う場合には、施設等の利用者に商品等をアピールすることができます。

イ 社会貢献・イメージアップ

事業者が有する資源やノウハウ等を活用し、施設等の魅力を高め、町民サービスの向上に貢献することができます。また、地域の活性化に貢献していることが町民等に認知されることにより、事業者のイメージアップにつながります。

ウ パートナーメリット

施設等の本来の用途又は目的を妨げない範囲において、施設の優先利用、商品販売・広告スペースの設置等の希望する特典を提案することができます。なお、内容については協議のうえ決定します。

② 町及び町民のメリット

ア 新たな財源の確保・経費の節減

施設等を有効活用することで、新たな財源の確保または施設等の管理運営経費を節減することができます。

イ 町民サービスの向上

対価を当該施設等の管理運営等に活用することで、安全で快適な施設運営を維持、向上することができるほか、ネーミングライツパートナーからの施設等の魅力向上につながるサービスの提供により、町民サービスの向上を図ることができます。

ウ 地域経済の活性化

施設等がネーミングライツパートナーの広告活動に活用されることにより、地域経済の活性化に寄与することができます。

3 導入の対象

- (1) 本町が所有するスポーツ施設や文化施設、公園等の施設（及び施設一部）、本町が実施するイベント等ソフト事業を対象とします。

ただし、役場庁舎や学校、保育所のほか、愛称を付与することがふさわしくない施設や施設の名称の設定に特段の経緯がある施設は対象外とします。

なお、すでに公募等により愛称が決定し、広く町民に親しまれている施設等についても同様に、対象外とすることができるものとします。

- (2) 選定しようとする施設が指定管理者制度を既に導入している場合は、指定管理者の不利益とならぬよう、あらかじめ本町が当該指定管理者と協議を行い、必要に応じ指定管理者との協定書等を変更し、疑義が生じないようにすることとします。
- (3) イベント等ソフト事業に共催・受託事業者がいる場合は、ネーミングライツ導入について説明し、あらかじめ承諾を得ることとします。

4 導入の方法

- (1) ネーミングライツを導入するまでの手続きの流れは「ネーミングライツ事業実施の流れ」（8ページ）のとおりです。
- (2) 提案募集型の場合で、提案があった施設等については本町があらためてネーミングライツパートナーの募集を行うことにより、複数の応募が見込まれる場合は、その手続きの途中で特定募集型の手続きに転換することがあります。

5 金額

(1) 希望金額

本町が提示する各施設等のネーミングライツ料の希望金額は、原則として類似施設・事業、利用者数等を勘案して算定します。

(2) ネーミングライツ料の用途

ネーミングライツにより本町が得た対価は、基本的にその施設等の運営・維持管理に役立てることとします。

6 期間

契約期間は原則3年以上とします。

ただし、イベント等ソフト事業については事業の行われた年度内とし、単年契約もできるものとします。

また、指定管理者制度導入（予定）施設については、指定期間を考慮し、終期となる期間を本町が設定します。

7 応募資格

応募できる民間事業者等は、ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力と信用を備えた法人その他の団体^{※1}とします。

ただし、実施要綱第6条各号いずれかに該当する民間事業者等は応募できないこととします。

なお、各施設等の応募資格には、施設等の性格等に応じて、規制する業種等を追加することもあります。

※1 法人その他の団体とは、法人格を有する団体または、法人格を有する団体のうち、会社以外の法人のこと

8 愛称の条件

ネーミングライツの愛称は、次の条件を付し、又は満たすものとします。

- (1) 愛称は公共の施設等にふさわしい中立性のあるものとして、親しみやすさ、呼びやすさ等の点から町民の理解が得られるものとします。
- (2) 施設等の特性により、特定の地名等（「阿久比」、「あぐい」等）を含めるなど、各施設等の募集要項に条件を定めることがあります。
- (3) 愛称が定着するまでの期間、正式名称を併記することがあります。
- (4) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内において、愛称の変更はしないものとします。ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、本町とネーミングライツパートナーとで協議の上、その可否を決定するものとします。

9 選定の手続き

選定に当たっては、実施要綱第12条第1項に規定する阿久比町ネーミングライツパートナー選定委員会（以下「委員会」という。）において、ネーミングライツ料、契約期間、愛称案、応募者の経営状況等を総合的に評価し、その結果を基に町長が優先交渉権者を決定します。

また、応募者が1者のみの場合も、委員会においてネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうか審査します。

なお、必要に応じて応募者へのヒアリングを実施することとします。

10 審査項目及び審査ポイント

以下の視点で審査項目を定め、委員会で審査します。

(1) ネーミングライツ料

応募金額の妥当性（他団体の提案額との比較、希望金額との比較 等）

(2) 契約期間

提案期間の妥当性（期間の長さ 等）

(3) 愛称案

当該施設等にふさわしいか、町民に親しまれるものか、呼びやすくわかりやすいか 等

(4) 応募者の経営状況

決算報告書等による経営状況の健全性 等

(5) 社会貢献等

社会貢献等の理念、活動実績、今後の計画 等

(6) 地域性

町内の事務所・事業所の有無 等

11 ネーミングライツ契約の締結

優先交渉権者として選定した者と、契約の内容について協議し、協議が整った場合には本町は契約を締結します。

なお、優先交渉権者との協議が整わず、合意に至らなかった場合には、次点者と契約の締結に向けた協議を行います。

12 費用の分担

本町と、ネーミングライツパートナーの費用負担は、次表のとおりとします。なお、詳細は募集要項に定めるほか、双方協議の上、契約書等において定めることとします。

なお、ネーミングライツパートナーが負担する費用は、ネーミングライツ料の他に別途負担する必要があります。

区分	費用負担	
	町	ネーミングライツパートナー
敷地内外の看板等※ ² の表示変更		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物や本町ホームページの表示変更※ ³	○	

※² 看板等の施工の範囲、実施時期及び内容については、本町及び関係機関と協議の上、決定します。あくまでも、看板の設置及び表示変更は、愛知県屋外広告物条例第6条第8項及び施行規則第10条第1項に基づく公共広告物とします。

※³ 印刷物については、残部数や改定時期等を踏まえ、ネーミングライツパートナーと協議の上、変更時期を決定するものとします。

13 契約の解除

- (1) 指定した期日までにネーミングライツ料の納入がない場合
 - (2) 虚偽の申込又は不正の手段により応募したことが判明した場合
 - (3) ネーミングライツパートナーが法令等に違反した場合
 - (4) 実施要綱第6条各号に規定する事業者該当することとなった場合
 - (5) ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用を著しく失墜させる事由が発生した場合
- 上記のいずれかに該当する場合は、本町は契約満了を待たず契約を解除できることとします。

なお、この場合における原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーが負担するものとし、ネーミングライツ料の返還ありません。

- (6) 災害その他、双方の責めに帰さない事由の場合

災害その他の不可抗力等、双方の責めに帰さない事由により契約に定める義務を履行できない場合、本町は既に支払われたネーミングライツ料のうち未履行分について、月割り（1月に満たない場合は1月とする。）による計算のうえ、ネーミングライツパートナーに速やかに返還することとします。

ただし、この場合においても、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーが負担するものとします。

14 契約の更新

協定期間を満了し、引き続きネーミングライツパートナーを希望する場合は、契約期間が満了する6か月前までにネーミングライツ事業更新申込書（様式第8号）等を提出し、委員会にて適否を決定します。

なお、契約の更新を決定した場合は、当該施設等の募集は行いません。

15 リスク分担

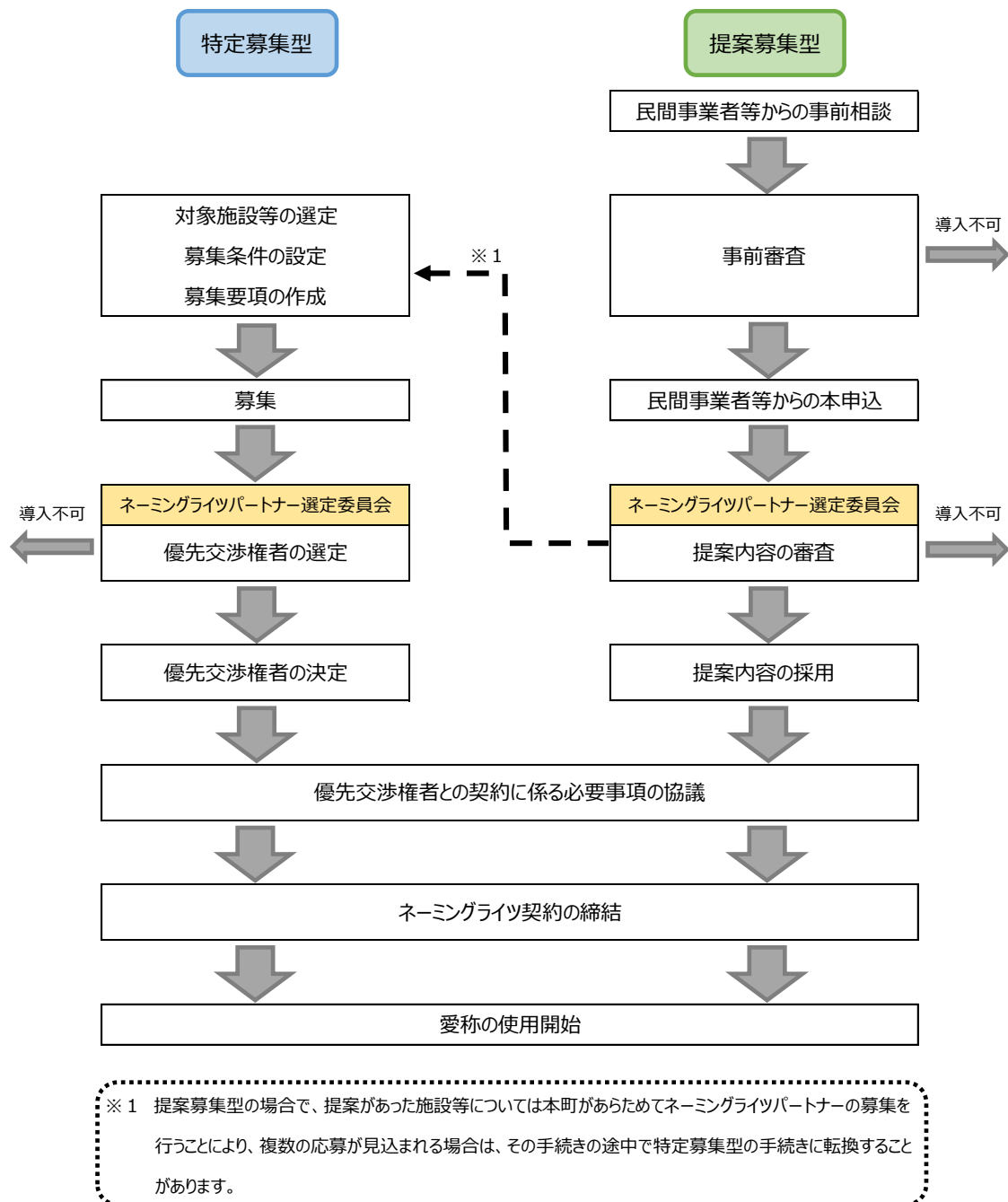
ネーミングライツパートナーが設置・変更した看板等により第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うものとします。

その他、定めのないリスクが生じた場合の負担は、本町とネーミングライツパートナーが協議し決定するものとします。

16 秘密の保持

民間事業者等からの応募及び内容については、ネーミングライツ導入に関する目的以外には使用しません。

17 ネーミングライツ事業実施の流れ



阿久比町ネーミングライツ事業ガイドライン

(案)

阿久比町総務部検査財政課

〒470—2292

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50

電話 0569—48—1111 (代表)

FAX 0569—48—0229

E-mail zaisei@town.agui.lg.jp